

民事執行法の改正により入札時に
次の書面の提出が必要になりました。



暴力団員等に
該当しない旨の

陳 述 書

入札する日において発行後3か月以内の

住民票 資格証明書

(個人の場合)

(法人の場合)

宅地建物取引業の免許証のコピー

(宅地建物取引業者の場合)

※入札時に、入札書ごとに陳述書、住民票・資格証明書を提出しないと入札が無効になります。

※住民票・資格証明書は、入札する日において発行後3か月を超えるものを提出した場合は、入札が無効となります。

※記載に不備があった場合、入札が無効になることがあります。

【入札方法に関する問合せ】

東京地方裁判所民事第21部(民事執行センター) 執行官室不動産部

☎03-5721-6395

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 7 月 2 日

東京地方裁判所民事第 21 部

裁判所書記官 鈴木 知 保

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 7 月 17 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 7 月 24 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 7 月 30 日 午前 9 時 30 分 場 所 東京地方裁判所民事執行センター売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 8 月 7 日 午前 11 時 00 分 場 所 東京地方裁判所民事第 21 部
特別売却 実施期間	令和 7 年 7 月 31 日 午前 9 時 20 分から 令和 7 年 8 月 4 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 7 月 2 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	151,840,000 121,472,000	一括	30,368,000	338,132	101,714
1	128,380,000				
2	23,460,000				
			</		



物 件 目 録

1 所 在 世田谷区若林二丁目
 地 番 543番62
 地 目 宅地
 地 積 270.42平方メートル

共有者 A 持分4分の1
 共有者 B 持分4分の1
 共有者 C 持分4分の1
 共有者 D 持分4分の1

2 所 在 世田谷区若林二丁目543番地62

家屋 番号 543番62
 種 類 居宅
 構 造 木造瓦葺平家建
 床 面 積 56.13平方メートル

(現況)

構 造 木造瓦・スレート葺平家建
 床 面 積 約73平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 物置
 構 造 木造瓦葺2階建
 床 面 積 1階 約15平方メートル
 2階 約15平方メートル

共有者 A 持分4分の1
 共有者 B 持分4分の1
 共有者 C 持分4分の1
 共有者 D 持分4分の1



物 件 明 細 書

令和 7 年 5 月 28 日

東京地方裁判所民事第 21 部

裁判所書記官 鈴木 知 保

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件共有者らが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、B I Tシステムのお知らせメニューにも登載されています。



11

物 件 目 録

1 所 在 世田谷区若林二丁目
地 番 543番62
地 目 宅地
地 積 270.42平方メートル

共有者 A 持分4分の1
共有者 B 持分4分の1
共有者 C 持分4分の1
共有者 D 持分4分の1

2 所 在 世田谷区若林二丁目543番地62

家屋 番号 543番62
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺平家建
床 面 積 56.13平方メートル

(現況)

構 造 木造瓦・スレート葺平家建
床 面 積 約73平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 物置
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 約15平方メートル
2階 約15平方メートル

共有者 A 持分4分の1
共有者 B 持分4分の1
共有者 C 持分4分の1
共有者 D 持分4分の1



令和6年(ケ)第576号
令和7年3月4日受理
令和7年3月25日提出
(評価人：竹迫裕美子)

現況調査報告書

東京地方裁判所

執行官 中 野 真 英

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 世田谷区若林二丁目
地 番 543番62
地 目 宅地
地 積 270.42平方メートル

共有者 A 持分4分の1
共有者 B 持分4分の1
共有者 C 持分4分の1
共有者 D 持分4分の1

2 所 在 世田谷区若林二丁目543番地62
家屋 番号 543番62
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺平家建
床 面 積 56.13平方メートル

共有者 A 持分4分の1
共有者 B 持分4分の1
共有者 C 持分4分の1
共有者 D 持分4分の1

不動産の表示	「物件目録」のとおり											
住居表示	東京都世田谷区若林二丁目20番10号											
土地	物件1											
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）											
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐											
占有者及び占有状況	☒ 土地共有者ら ☐ その他の者 上記の者らが本件土地上に下記建物を共有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり											
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）											
その他の事項												
建物	物件2											
種類・構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☒ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☒ 構造：木造瓦・スレート葺平家建 ☒ 床面積：約73平方メートル											
物件目録にない附属建物	☐ ない ☒ ある <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td>種類：物置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>構造：木造瓦葺2階建</td> </tr> <tr> <td></td> <td>床面積：1階 約15平方メートル</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2階 約15平方メートル</td> </tr> </table>				{	種類：物置		構造：木造瓦葺2階建		床面積：1階 約15平方メートル		2階 約15平方メートル
{	種類：物置											
	構造：木造瓦葺2階建											
	床面積：1階 約15平方メートル											
	2階 約15平方メートル											
占有者及び占有状況	☒ 建物共有者ら ☐ その他の者 上記の者らが本建物を居宅として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり											
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）											
その他の事項												
執行官保管の仮処分	☒ ない 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 ☐ ある 保管開始日 令和 年 月 日											
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり											

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ E (共有者 A 及び B 代理人弁護士)	1. 本件土地建物は、共有者ら以外の誰も使用していません。 2. 本件建物の北側にある物置は未登記建物ですが、これまで本件建物に附属するものとして使用されてきたもので、共有者らが共有しているものです。 (令和 7 年 3 月 1 9 日 電話聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり

執 行 官 の 意 見

1. 本件土地建物の位置関係及び形状等は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
2. 物件1の土地（本件土地）上に物件2の建物（本件建物）が建てられており、本件土地は、本件建物の敷地として使用されていた。
3. 本件建物は増築されており、現況建物の構造及び床面積は、2枚目に記載のとおりであった。
4. 本件土地上の、本件建物の北側には1棟の建物（未登記）が建てられていた。この建物については、関係人の陳述によれば共有者らが共有しているとのことであり、本件建物に隣接し、用途は物置と認められるほか、その床面積と本件建物の現況床面積を合計すると固定資産評価上の現況床面積とほぼ一致することなどから、本件建物の附属建物であると判断した。この附属建物の現況は2枚目に記載のとおりであった。
5. 本件建物は、表札等は見受けられなかったが、関係人の陳述のとおり、室内に共有者ら以外の第三者による占有をうかがわせる徴表も見受けられなかった。また、本件建物は、室内に家具等があり、個人の居宅として使用されていた。
以上の状況等から、本件建物は、附属建物とともに共有者らが居宅として占有していると認められた。

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり

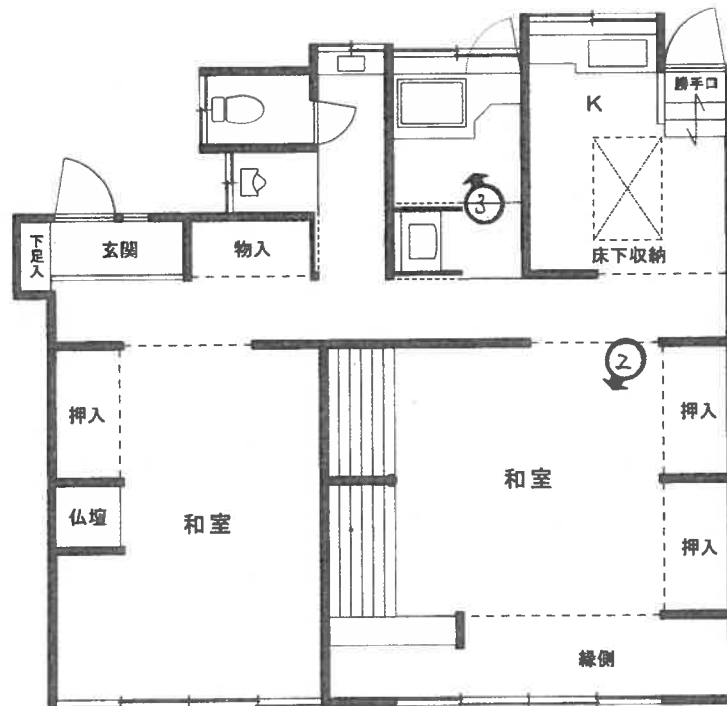
調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調査の場所等	調 査 の 方 法 等
令和7年3月12日 13:15-13:37	物件所在地	■物件確認 ■物件調査（立入調査） ■占有調査 ■写真撮影 ■図面作成 ■評価人同行
令和7年3月19日 9:58-10:03	当庁（電話）	■共有者A及びB代理人弁護士Eから聴取
(特記事項) ■ 令和7年3月12日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ■ 令和7年3月12日 目的物件及び附属建物は不在であったので、立会人Fを立ち会わせて建物内に立ち入った。 □ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 □		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり





物件 2

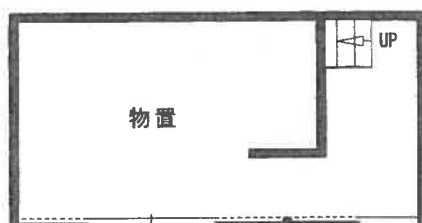


現況床面積 約 7 3 m²

←○ : 写真撮影位置と方向



附属建物



現況床面積 約15㎡ 1 階



現況床面積 約15㎡ 2 階

←○: 写真撮影位置と方向

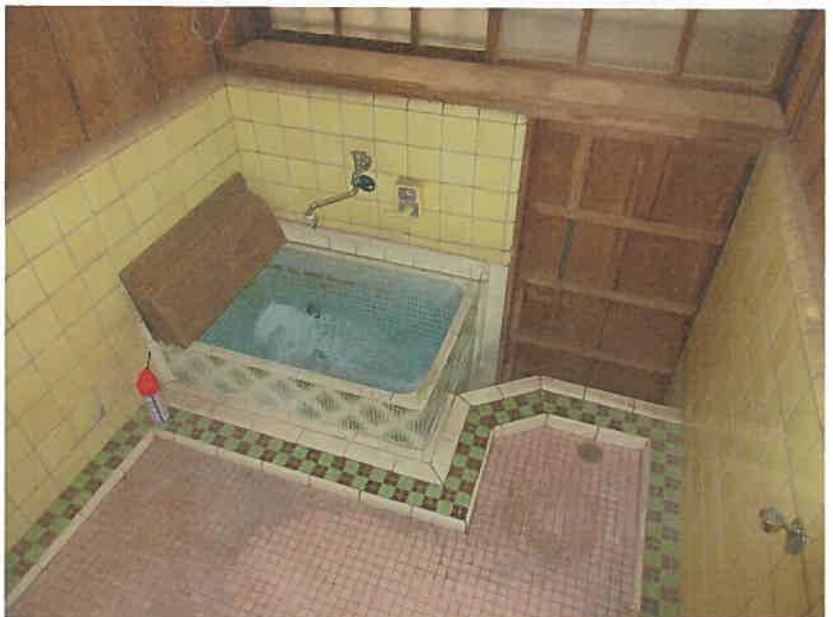
1



2



3



4



5



令和 6 年 (ケ) 第 5 7 6 号
令和 7 年 3 月 1 2 日 現地調査
令和 7 年 4 月 2 8 日 評 価

東京地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 竹迫 裕美子

第1 評 価 額

一 括 価 格 (合 計)	
金 151,840,000円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 128,380,000円
物件2 (建物)	金 23,460,000円

- 1 一括価格は、物件1及び2の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地価格は物件2の建物のための土地利用権価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は、内覧制度によるほかは物件の内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 本件評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて評価するものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件の表示

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり		
2	次頁物件目録記載のとおり	(主である建物) 構 造 木造瓦・スレート葺平家建 床面積 約73平方メートル (附属建物) 種 類 物置 構 造 木造瓦葺2階建 床面積 1階 約15平方メートル 2階 約15平方メートル (住居表示) 世田谷区若林2丁目20番10号	
番号	特記事項		

* 現況欄に記載のない事項については、登記記録とほぼ同じである。

物 件 目 録

1 所 在 世田谷区若林二丁目
地 番 543番62
地 目 宅地
地 積 270.42平方メートル

共有者 A 持分4分の1
共有者 B 持分4分の1
共有者 C 持分4分の1
共有者 D 持分4分の1

2 所 在 世田谷区若林二丁目543番地62
家屋 番号 543番62
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺平家建
床 面 積 56.13平方メートル

共有者 A 持分4分の1
共有者 B 持分4分の1
共有者 C 持分4分の1
共有者 D 持分4分の1

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 (物件1)

位 置 ・ 交 通	東急世田谷線「若林」駅の北東方約 440 m (道路距離・徒歩約 6 分)、世田谷区若林 2 丁目 20 番街区に位置する。 (附属資料「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	中小規模一般住宅、中低層共同住宅が混在する住宅地域。地勢はやや起伏があり南東方へ緩傾斜している。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第一種低層住居専用地域 60 % (指定) 150 % (指定) 準防火地域・新たな防火規制区域 第 1 種高度地区・日影規制 4 ～ 2.5h/1.5 m・ 高さ制限 10 m・敷地規模の最低限度 70 m ² ・ 太子堂五丁目・若林二丁目地区地区街づくり 計画の住宅地区 A
画 地 条 件 等	地 形 間 口 ・ 奥 行 地 勢 そ の 他	270.42 m ² ほぼ台形 間口約 11 m・奥行約 23 ～ 25.7 m 南東方へ緩傾斜 格別なものはない
接 面 道 路 の 状 況 等	北側幅員約 4.5 m舗装区道 (建築基準法第 42 条 1 項 1 号該当) にほぼ等高に接面する。	
土地の利用状況等	共有者らが物件 2 の建物の敷地として利用している。建物の配置は附属資料土地建物位置関係図のとおり。	
供給処理施設	上 水 道 都 市 ガ ス 下 水 道	あ り あ り あ り ※供給処理施設における「あり」とは、前面道路に該当施設の本管 (以下施設管という) が通っていることをいう。「なし」とは同様に、施設管が通っていないことをいう。「不明」とは、前面道路に施設管が通っているか否かが確認できない場合をいう。
特 記 事 項	1. 上記街づくり計画に基づき地区内で新築・建替等を行う際は、工事着手の 30 日前まで、かつ建築確認申請の前までに区担当部署への届出を要し、壁面の位置の制限・形態または色彩その他の意匠の制限・垣またはさくの構造の制限等の規制がある。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	昭和 24 年 12 月 10 日 約 75 年 0 年
仕 様	構 造 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	木造瓦・スレート葺平家建 サイディング等 プラスター・じゅらく・タイル貼等 化粧ボード・板貼等 板貼・CFシート・畳等 キッチン・浴室・洗面室・トイレ等 キッチンに床下収納・勝手口あり
床面積(現況)	約 73 m ²	
現 況 用 途 等	現 況 用 途 間 取 り	居 宅 2 K
品 等	中位	
保守管理の状態	普通。ただし経年相応の劣化・陳腐化が認められるほか、下記特記事項3のとおり汚損が認められる。	
建物の利用状況	共有者らが占有しているものと認められる。	
特 記 事 項	1.共有者らより雨漏り、漏水、設備の不具合の申告はなかった。設備等の動作確認は行っていない。 2.建築年代から物件2に該当する建築確認関係記録は確認できず、建築基準法令適合性は確認できない。 3.和室南側及び縁側の天井・内壁にしみが若干みられ、雨漏り跡の可能性がある。水回りは相当期間使用されていない様子で汚濁がみられる。キッチン・廊下等を中心に床のきしみ・緩みを感じられる。	

区 分	附属建物（未登記）	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建 築 年 月 日 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	不明 不明 0 年
仕 様	構 造 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	木造瓦葺 2 階建 波形スレート板等 ベニヤ板貼等 板貼等 コンクリート・板貼等 格別なものはない 格別なものはない
床面積（現況）	1 階 約 15 m ² 2 階 約 15 m ² 延 約 30 m ²	
現 況 用 途 等	現 況 用 途 間 取 り	物置 物置× 2
品 等	中位の下	
保守管理の状態	相当期間使用されていない状態で下記特記事項 3 のとおり劣る。	
建物の利用状況	共有者らが占有しているものと認められる。	
特 記 事 項	1. 共有者 A によると従前から主である建物の居宅の附属建物の物置として使用されていたとのことである。建築時期は不明。 2. 建築確認関係記録は確認できず、建築基準法令適合性は確認できない。 3. 扉・シャッター等の建具に不具合があり、内壁の損傷が著しく経済的残存耐用年数は 0 年と判定した。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	更地価格		地 積 (㎡) ウ	建付 減価 エ	建付地価格 (円) オ
	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ			
1	742,000	× 0.97	× 270.42	× 0.97	= 188,790,000

総額（円）については、万円未満四捨五入とした（以下同じ）。

ア 標準画地価格：下記規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して地域の標準画地の価格を求めた。なお、標準画地は、近隣地域において、土地の概況（間口・奥行・規模等）が標準的な中間画地を想定している。

公示地 世田谷－81

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{(公示価格等)} & & \text{(時点修正)} & & \text{(標準化補正)} & & \text{(地域格差)} & & \text{(規準価格)} \\
 771,000 \text{ 円/㎡} & \times & 101 / 100 & \times & 100 / 100 & \times & 100 / 105 & = & 742,000 \text{ 円/㎡} \\
 & & & & & & & & \text{(上三桁未満四捨五入)}
 \end{array}$$

時点修正：令和7年1月1日から評価日までの推定変動率である。

標準化補正：公示地等はほぼ標準的画地と認められ必要なし。

地域格差：対象地域に比して公示地等の所在地域は交通接近・街路条件に優ること等を考慮して総合の格差率を判定した。

イ 個別格差：間口と奥行の関係にやや劣る減価要因等を考慮し総合の個別格差率を判定した。

ウ 地積：登記地積

エ 建付減価：建物と敷地の適応の状態等を考慮した。

② 物件 2 (建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物 件 番 号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建 物 価 格 (円) エ
2 (主)	212,000	× 約 73	× 0.05	= 770,000
2 (附)	155,000	× 約 30	× 0.05	= 230,000

ア 再調達原価：対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積：前記 2.建物の概況及び利用状況 床面積（現況）記載の床面積を採用。

ウ 現価率：主である建物は経過年数約 75 年、経済的残存耐用年数 0 年、残価率 5 %を現価率と査定した。附属建物は物件 2 と同等と査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、物件1の土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ウ
1	188,790,000	× 0.15	場所的利益	= 28,320,000

ア 建付地価格：前記1①オ

イ 土地利用権等割合：売却により法定地上権が成立しないと解されるので、建物の場所的利益を考慮した。
場所的利益の価値割合は、法的な保護が期待できるか否か並びに建物の性質等を総合的に勘案して判定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格の控除及び加算 (円) イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額 (円)
1	(188,790,000	－ 28,320,000)	× 1.0	× 1.0	× 0.8	= 128,380,000
2	(770,000 + 230,000	+ 28,320,000)	× 1.0	× 1.0	× 0.8	= 23,460,000
一括価格 (合計)						151,840,000

ア 基礎となる価格：前記1

イ 土地利用権等価格：前記2①ウ

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：必要なし。

オ 競売市場修正：「第2評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮して修正を行った。

第6 参考価格資料

地価公示価格（世田谷－81）

所 在：世田谷区若林2丁目465番6、「若林2－5－8」

価 格：771,000 円／㎡

位 置：「西太子堂」駅の北西方道路距離約350 mに位置する。

価 格 時 点：令和7年1月1日

地 積：83 ㎡

供給処理施設：水道・ガス・下水

接 面 街 路：北6m区道

用 途 指 定 等：第一種低層住居専用地域（建蔽率60％，容積率150％）

地 域 の 概 要：中小規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

第7 附属資料

位置図

土地建物位置関係図

公図写

地積測量図写

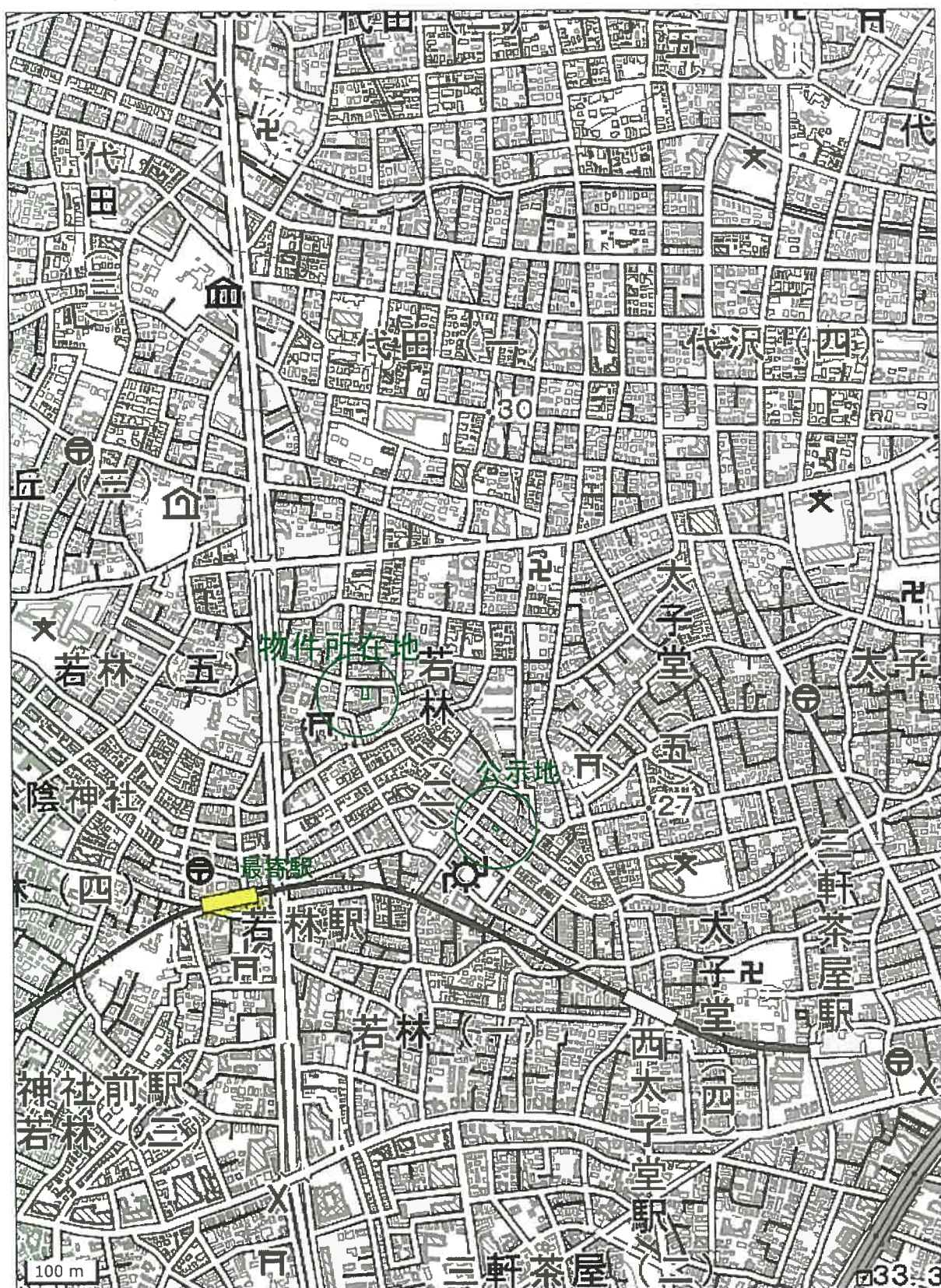
建物図面・各階平面図写

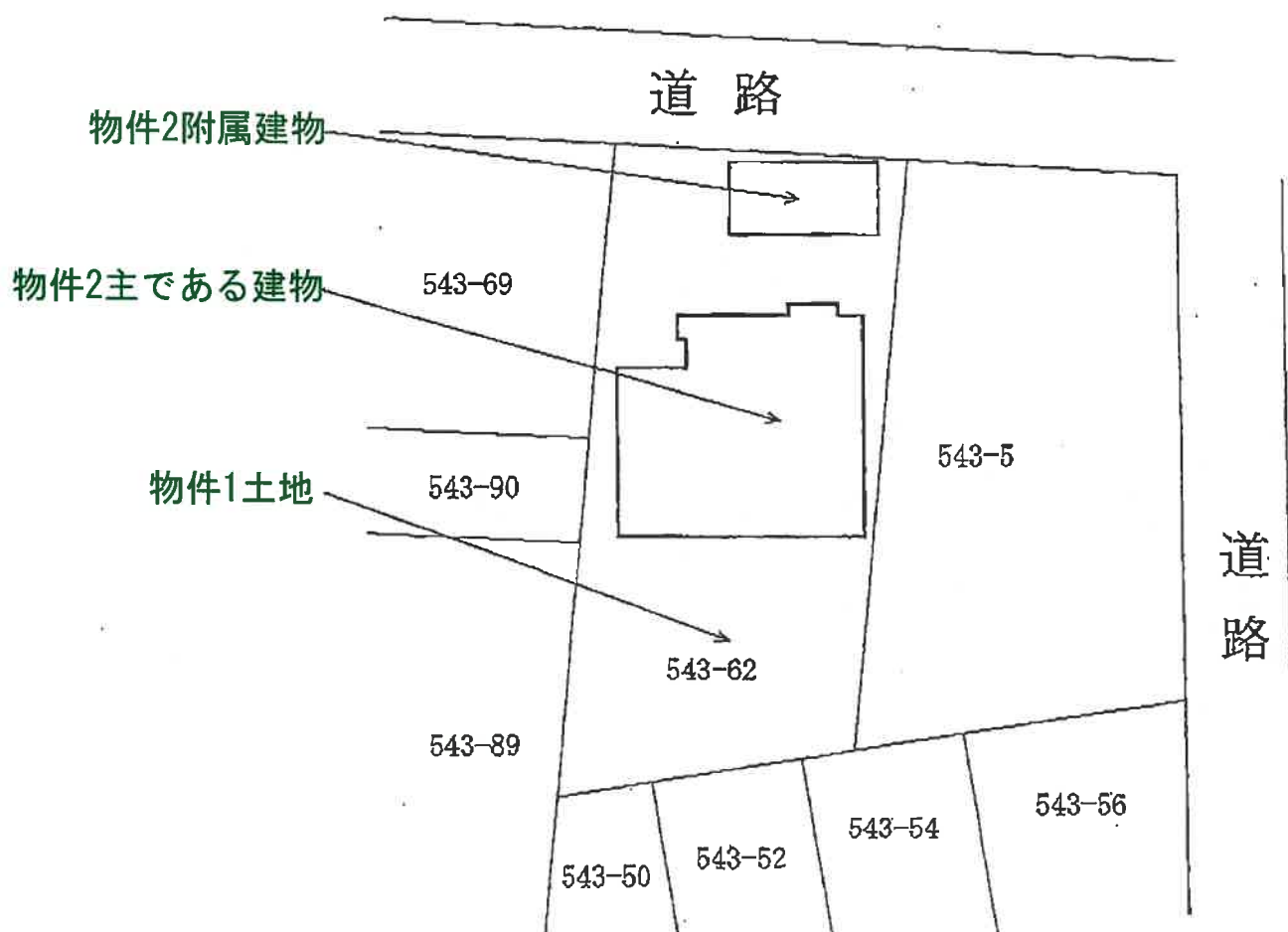
以 上

令和7年4月28日

評価人 不動産鑑定士

竹迫 裕美子 ㊞

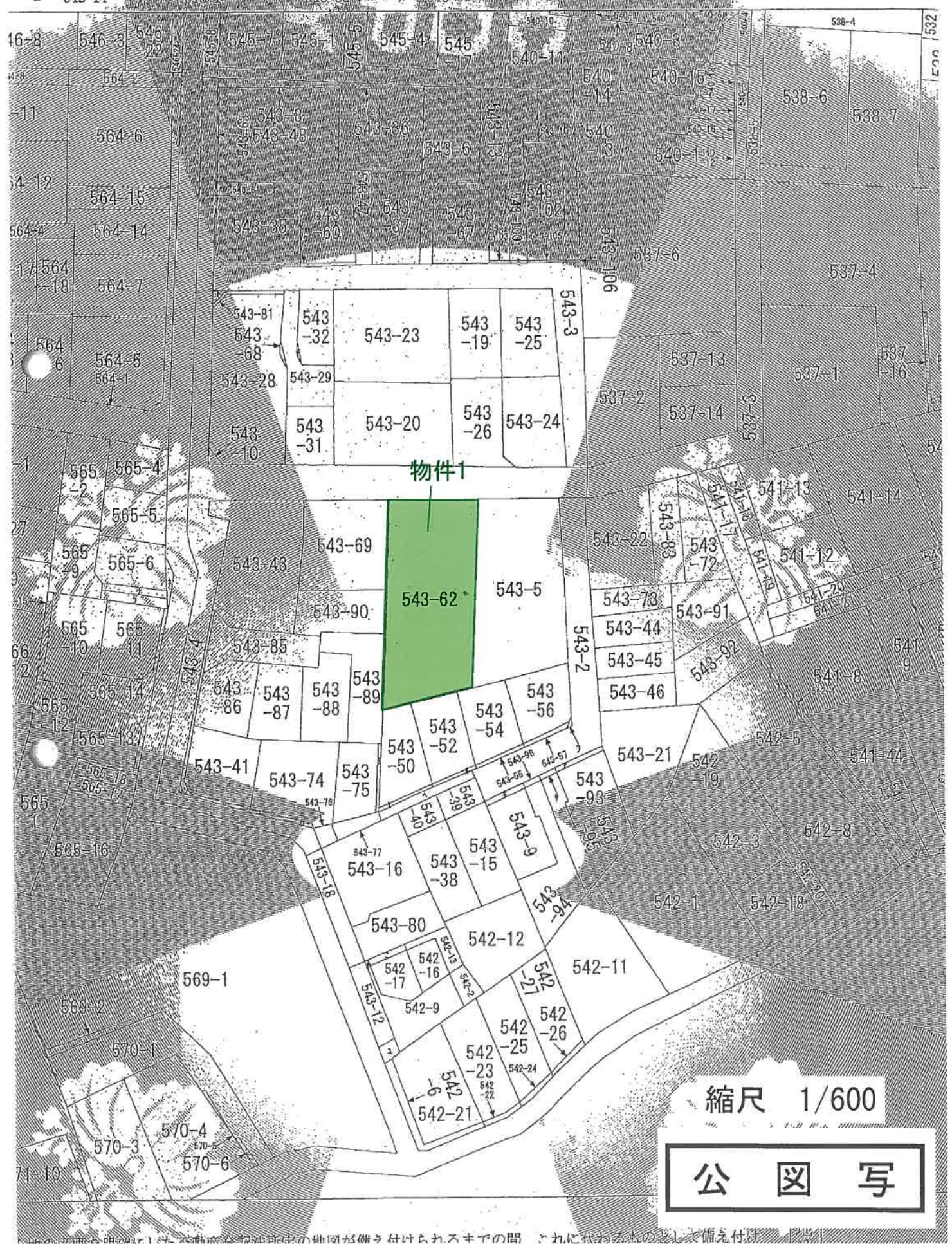




土地建物位置関係図



△ 541-35
□ 542-14



縮尺 1/600

公 図 写

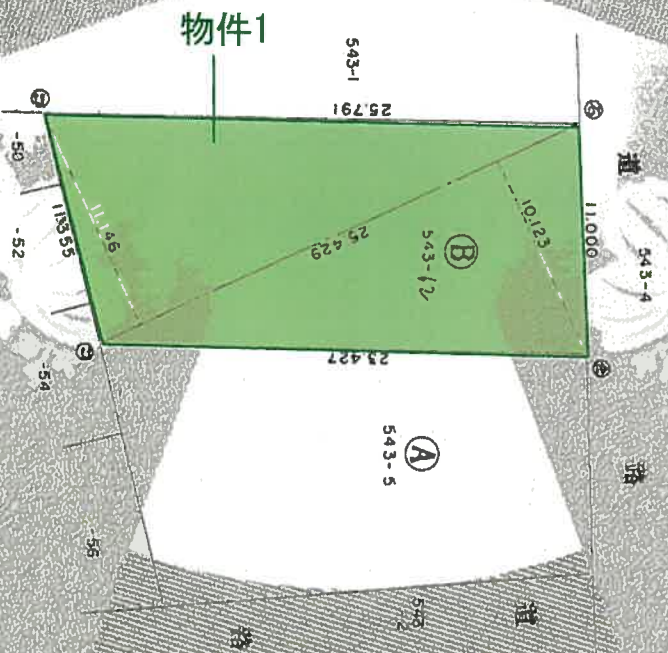
これは図面に記録され、室内でも証明出来る。
(東京法務局世田谷出張所蔵)

昭和6年10月18日 岡山地方法

地積測量図写

本図はA3版をA4版に縮小

地積測量図		地番	土地の所在
		543-62	世田谷区若林二丁目



求積表		面	積	地	積
地番	底辺高	さ	倍面積		
(B)	25.429	10.123	257.417767		
643-	25.428	11.146	283.431634		
	合	計	540.849401		
(A)	俵付地積測量図				
543.5	550.452173	- 270.247005			
				280.0274725	280.02

主編 謝永士
家園

平成 元年 3 月 25 日作製

申請人

921081

250

250

姓名	田中 道子
性別	女
年齢	35
職業	主婦
住所	東京都中央区
電話番号	03-XXXX-XXXX

（東京）上野公園園長（佐々木田島）

